2019年10月1日に、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度の実施が予定されています。 そして関係省庁(経済産業省、財務省、中小企業庁)は、連携して、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、業界団体に対し説明会(国から講師派遣)を実施しています。

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

行政の要請を踏まえ、当協会としましては、会員及び ST マーク使用許諾契約企業を対象に、下記のとおり説明会を開催させて頂きます。

参加をご希望の皆様には、説明会参加申込書にて申込をお願いします。

(参考)

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

軽減税率制度への対応には以下の準備が必要になります。

- (1)「飲食料品の取扱いがない事業者」は、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要となります。
- (2)「飲食料品の取扱い(販売)がある事業者」は、取引先に交付する請求書等の様式の検討と、システムを使用した受発注をしている場合には、システム改修の検討が必要となります。

記

【議題】 「軽減税率制度」について

講 師:財務省主税局税制第二課 担当官

【日時・会場】

日 時:2月20日(水) 15:00~16:00 (開場14:30) 会 場:東プラ健保会館(浅草橋) 5階A・Bホール

http://www.topra-kenpo.com/hoken_jigyou/annai.html

定 員:120名(先着順)

お申込は下記に必要事項をご記入の上、(このページを)FAXして下さい。

一般社団法人 日本玩具協会 行 (FAX: 03-3829-2510)

説明会参加申込書

【貴社名】	【ご住所】	(〒	_)
【ご担当部署名】				
			1	
【ご参加者名】			(TEL)	
			(EMAII	L)
5.			(TEL)	
			(EMAII	<u>L</u>)

※上記に複数名を記載頂いて結構です。

※定員に達し受講できない場合のみ、その旨ご連絡させて頂きます。